

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

負債利子課税の見直し

Q：平成8年度税制改正により、「新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例」について見直しが行われたと聞きました。その内容を教えてください。

A：「長期間にわたって使用される建物又は構築物」の定義について見直しが行なわれました。

改正前において、建物については「簡易建物以外の建物のうちその取得価額が3.3㎡当たり15万円以上のもの」、構築物については「耐用年数20年超のもの」とされていましたが、今回の改正により、建物の取得価額基準が廃止され、また構築物の耐用年数は「10年超」に短縮されました。

「新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例」は昭和63年12月の「税制抜本改革」のひとつとして創設されたもので、法人が新規に土地を取得した場合、これに係る負債利子の損金算入を取得日から4年間繰り延べるというものです。この場合、土地が「長期間にわたって使用される建物または構築物」の敷地の用に供されることとなれば、その供された日を以て負債利子の損金不算入期間は終了し、以後4年間で損金不算入額を均等に損金算入することになっています。

今回の改正は平成8年4月1日から施行されていますが、施行日前に事業供用された3.3㎡当たり15万円未満の建物と、耐用年数10年超20年以下の構築物の敷地の用に供されている土地等に係る負債利子については、施行日以後損金算入期間が開始します。



KIMIYO.